

## 第2期北本市教育振興基本計画（案）

**趣旨目的：**教育基本法第17条第2項に規定に基づき、平成25年度から平成29年度までの5年間における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として「北本市教育振興基本計画」を定め、教育行政の総合的な推進を図ってまいりました。この度、この次期の計画として、平成30年度から平成34年度までの5年間に取り組むべき教育行政に係る施策の体系を明らかにした「第2期北本市教育振興基本計画」を策定することにより、引き続き、教育行政の総合的な推進を図ります。

**根拠法：**教育基本法

**計画期間：**平成30年度から平成34年度まで

### 【計画の基本理念】

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、平成25年2月に策定しました、第1期北本市教育振興基本計画では、おおむね10年先を見通した、本市の教育行政を進めていく上での基本理念として、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を掲げて、計画を推進してまいりました。

第2期計画においても、色あせることのない次の基本理念を継承してまいります。

共に学び 未来を拓く 北本の教育

### 【施策の体系】

#### 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善、2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進、3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組、4 進路指導・キャリア教育の推進、5 本物にふれる事業の推進、6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

#### 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

1 基本的人権を尊重する教育の推進、2 人権啓発活動の推進、3 心の教育の推進、4 ボランティア・福祉教育の推進、5 生徒指導・教育相談体制の充実、6 児童生徒の健康の保持増進、7 運動習慣の形成と体力向上の推進、8 安全教育の推進と安全管理の徹底

#### 基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進、2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進、3 教職員の資質の向上、4 教育環境の整備・充実、5 学校経営の改革推進

**基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上**

1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進、2 地域の教育推進体制の充実、3 子供の読書活動の推進、4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

**基本目標Ⅴ 生涯学習の支援**

1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進、2 学習施設の整備・運営の充実、3 文化芸術活動の推進

**基本目標Ⅵ 文化財保護の推進**

1 文化財保護の調査と研究、2 文化財の保存と管理、3 文化財の啓発と活用、4 郷土芸能の継承と支援

基本目標数 6

施策の数 30

**計画策定のために実施した事項**

- ・次期北本市教育振興基本計画策定委員会 10回
- ・次期北本市教育振興基本計画策定委員会作業部会 6回
- ・次期北本市教育振興基本計画検討会議 2回